

2011年(平成23年)3月22日 火曜日(第3種郵便物認可)

Q 当社の営業社員は社外業務であるため、就業時間を超えて帰社した場合にも残業代を支払っていますが、実際に業務に従事しているかどうかを確認することはできません。「みなし労働時間制」というもので残業代を抑えることができると言きましたが、どのような制度ですか。

みなし労働時間制とは

指揮監督が及ぶかで判断

が及ぶか、及はないいかによつて判断されま
す。これらのケースは必ずしも時間管理が困難と
いえないと、そのたゞ勤務時間の大半が社外業務の場合でも、例えば携帯電話などによって隨時使用者の指示を受ける場合や、訪問先や帰社時刻など、当日の業務の具体的指示を受けた後に社外で指示どおりに勤務する場合などには、使用者の指揮監督が及ぶことから採用することはできません。みなしの管理が困難な場合に認められるのであり、

（弁護士 松田健太郎）

勤務時間制は勤務時間の管理が困難な場合に認められないのであります。そのため、勤務時間制を採用することが可能となる場合、それは勤務時間の所定勤務時間を超えて働く必要がある場合には、「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」については「通常必要とされる時間分」の残業代を支払わなければなりません。